

令和8年2月24日
教育政策・生涯学習部
学校教育部

区立学校における会計事故の発生について

1 事故の概要

(1) 相手方

7社（別紙のとおり）

(2) 事故内容

区立学校において、購入した物品の代金等の支払いにあたり、事務職員（都費行政系職員）が複数の財務関係書類の請求日等を実際とは異なる日付に改ざんしたうえで、財務処理を行っていた。

本件について、学校へ予算を分割している教育委員会事務局各担当課が、相手方に対し、正しい請求日等の確認及び請求書等の再徴取を行ったところ、別紙のとおり、7社を相手方とする9件の物品代金572,125円及び2件の施設使用料231,700円について、いずれも遅延損害金が発生していることが判明した。

(3) 事故発生の経緯

会計課から教育総務課へ、当該校で処理された物品購入の支払いに関し、財務関係書類の各種日付が改ざんされている可能性があるとの懸念が伝えられたため、令和7年12月3日に教育総務課の職員が当該校を訪問し、関係職員への事情聴取を行うなど事実関係を調査した結果、当該事故が発覚した。

その後、教育委員会事務局各担当課が、当該校から当該事務職員が処理した財務関係書類を受領し、内容を点検したところ、複数の書類で記載されている日付が改ざんされていることを確認した。

2 事後の対応

(1) 請求日等の確認

事故発覚後、当該校及び教育委員会事務局各担当課より相手方へ謝罪を行うとともに、改めて請求書等の関係書類を相手方から徴取したうえで、正しい日付の確認を行った。

(2) 遅延損害金の支払い

請書の契約条項第14条第1項から第3項に基づき、代金請求の日から30日を支払期日とし、または請書兼請求書の契約条項第14条第1項から第3項に基づき、検査合格の日から30日を支払期日とし、支払期日を超過した日から支払い完了までの日数について、年2.5パーセントの割合で計算した遅延損害金を支払うこととなっている。

相手方7社のうち5社からは遅延損害金の受領を辞退（債権放棄）する旨の申し出及び書面による提出があったことから、相手方2社に対して、案件ごとに計算した遅延損害金を支払う予定である（遅延損害金合計額：300円）。

3 事故発生の原因

この間の当該事務職員、校長、副校長への聞き取りから、当該事務職員が支払期日までに適切な支払い手続きを行わず、期日を過ぎた場合には、請求日等を改ざんして処理していたことが判明した。

また、校長及び副校長も、当該事務職員による書類改ざんを見落としており、財務事務の進捗管理を適切に実施できていなかった。

4 今後の再発防止

当該校の収支命令者である校長、検査員である副校長、事務職員に対し、法令に基づく支払い期限及び請求書等の日付の改ざんの不適切な処理について指導したうえで、改善策として、物品発注の段階で副校長が書面を確認するとともに、決裁時の請求書類等の原本及び進捗状況確認のための定例会を設けるなどの再発防止の体制を構築した。

また、区立小・中学校の全校長に本会計事故の内容と支出事務の進行状況の管理について周知し、会計事故防止を図るため、事務職員任せにすることなく、支払い状況の把握及び組織的な体制による取組みを徹底するよう説明する。

さらに、教育委員会事務局としても、全校の事務職員に対し、予算説明会や研修等により適正な支出事務について説明するとともに、各予算分割元課による各学校の予算執行状況の確認及び会計課と連携を図り、学校が行う支出処理の返戻等の情報提供を求め、早いタイミングで学校指導を行う体制を築いていく。

5 教職員への対応

今回の事故は、教育委員会事務局としても重く受け止めており、当該校の教職員の処分については、事実確認の結果などを踏まえ、厳正に対処していく。